

**江別市立江陽中学校**

# いじめ防止基本方針

— 全ての生徒が笑顔で生活を送れるように —



～ いじめは人間として絶対に許されない ～

令和8年 4月改

**江別市立江陽中学校**

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要であり、いじめは、「絶対に許されない行為」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの問題に取り組む必要がある。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組み、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

○いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、いじめはどの生徒にも生じうるという認識の下、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に影響を及ぼす許されない行為であるとともに、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、いじめは、単にいじめられている生徒といじめる生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての生徒等に関係する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。

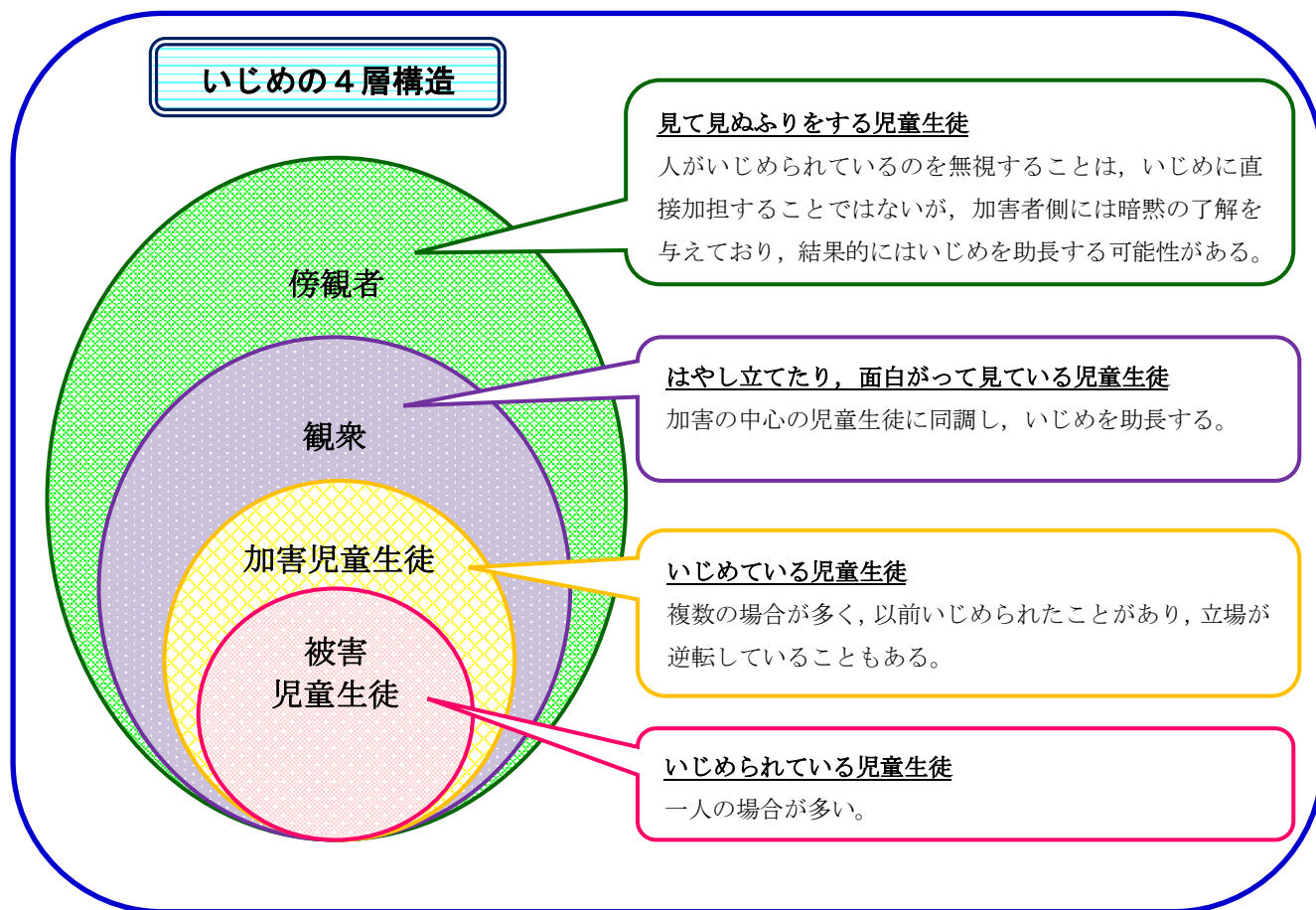
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - 金品をたかられる
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為や重大ないじめ事案として、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察への相談または通報を行うことが必要となるものが含まれており、その場合には、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮の上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

- ・想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

### 3 いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを理解して対応に当たる。
- ・「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをして周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。



## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

- ・全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。
- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは人として決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- ・全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

### (2) いじめの早期発見

- ・いじめは、早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ、生徒に関わる全ての大人が連携し、生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが必要である。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から

的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。
- ・対応においては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。
- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備する。

### (4) 学校・家庭・地域の連携

- ・社会全体、地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。
- ・地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組む体制を整備する。
- ・生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の生徒や大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などに参加する機会をつくることも重要である。

### (5) 関係機関との連携

- ・学校や教育委員会において、いじめに関係した生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 2 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

- ・法第13条に基づき、国、北海道及び市の基本方針を参考にして、「いじめ防止基本方針」を策定し、取組の基本的な方向や取組の内容等を定め、学校のホームページ等において公開し、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。

- ・より実効性の高い取組を実施するため、法第22条の組織を中心に適切に機能しているかを点検し、また、国・道の動向や社会情勢を勘案し、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。
- ・策定に当たっては、生徒、保護者や地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。
- ・学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、以下のようなものがある。
  - 学校いじめ防止プログラム（具体的な指導内容のプログラム）の策定
  - 早期発見・事案対処マニュアル（アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアル）の策定
  - 校内研修も含めた、学校いじめ対策組織の年間活動計画

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、全職員で情報を共有する等「チーム江陽」として、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、対応する。
- ・本委員会の構成は、校長が学校の実情に応じて定めるものとし、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担任、養護教諭を基本とし、事案によってスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等を加えるものとする。
- ・本委員会は、いじめの問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担うものとする。
  - いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
  - 学校いじめ対策組織の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する役割
  - いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - いじめの被害児童生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
  - 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
  - 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割
- ・本委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応するものとし、特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う。

### 3 いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことであり、児童生徒一人一人が自分の居場所を感じるなど、自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域が連携し、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進めることが必要である。

#### 1 取組の基本的な方向

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・未然防止の基本は、生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進める。
- ・生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・教師自身が、子どもたちから信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級運営を進め、生徒一人一人が自分の居場所を感じるなど、自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるよう努める。
- ・加えて教職員においても、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ・特に配慮が必要な下記の生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - 多様な背景（発達障害、精神疾患、健康課題）を持つ生徒
  - 支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある生徒
  - 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
  - 性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童生徒
  - 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ・未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。
- ・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、

被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

- ・全ての教育活動において、子どもたちが生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、生徒一人一人が他者への思いやりの心もち、互いに認め合い、支え合い、助け合う人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視し、取り組む。
- ・全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめの問題への対応力の向上に努めながら、生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進める。
- ・地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域との連携を図る。
- ・生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、生徒に対して地域の取組などに参加することも、地域の状況を踏まえながら促していく。
- ・子どもの日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくため、子どもの関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進める。

## 2 取組の内容

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実に努める。
- ・挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し、高め合う集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。
- ・スクールカウンセラー等の積極的な活用を図るとともに、養護教諭、担当教職員等による定期的な教育相談を実施するなど、相談しやすい体制づくりを進める。
- ・いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の促進を図る。
- ・関係機関との連携により、「人権教室」や「非行防止教室」を開催し、命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、生徒の人権意識や規範意識の向上に努める。
- ・全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つとともに、生徒が「心の危機」を訴えたときに、適切に対応できるようにする。
- ・「いじめ・不登校等対策研修会」や教護協会等による会議に積極的に参加するとともに、「江別市指導連絡会」や「江別市生徒指導担当教員連絡会」等を活用して情報を共有し、堅密な連携を図る他、年間計画に位置づけた校内研修を実施するなど、教職員のいじめへの対応に係る資質能力の向上や共通認識を図るよう努める。
- ・スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4R u l e s（ルール）」の浸透を図るなど、生徒及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発の推進に努める。

## 3 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ・地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域、関係機関との幅広い連携・協力を努める。
- ・子どもの教育については家庭との連携が大切であり、保護者会や懇談会、個人面談、PTA活

動、家庭訪問、学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。

- ・生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、少年指導センター、民生児童委員、町内会など、日頃から地域との連携を図り、情報の収集に努める。
- ・警察、教護協会、児童相談所、人権擁護委員協議会、要保護児童地域ネットワーク協議会などの関係機関との連携を図る上から、積極的に各種連絡会議や大会等に参加するなど、情報交換に努めるほか、学校相互間の情報共有を図る。
- ・各種相談機関（相談機関一覧参照）との連携に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。

#### 【相談機関一覧】

・24時間子どもSOSダイヤル	0570-0-78310
・子ども相談支援センター（学校教育局）	0120-3882-56
・子ども児童家庭支援センター	011-372-8341
・少年相談110番（北海道警察本部）	0120-677-110
・教育相談電話（道立特別支援センター）	011-612-5030
・教育相談電話（石狩教育局）	011-221-5297
・子ども人権110番（法務局）	0120-007-110

## 4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することで、早期解消につながるものである。早期発見のためには、日頃から学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の見守りや信頼関係を築くとともに、いじめの情報やサインを確実に受け止めるためのアンテナを高く保つことが必要である。

また、いじめは「気づきにくく判断しにくい」ことが多いので、定期的ないじめアンケート調査や教育相談を実施するなど、いじめについて相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが重要である。

### 1 取組の基本的な方向

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・日頃から、家庭・地域と連携し、生徒の見守りや信頼関係の構築等を図り、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。
- ・生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう必要な教育を行い、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が生徒の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当

該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

- ・北海道教育委員会や市等が実施するアンケートや学校独自のアンケート等の定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施，各種相談窓口の周知等により，生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。
- ・アンケート実施後は、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

## 2 取組の内容

- ・いじめの実態把握や早期発見，早期対応等を図るため，全生徒に対し，北海道及び教育委員会や市が実施するいじめアンケート調査のほか，学校独自の調査の実施など，定期的にいじめアンケート調査を実施する。
- ・個人面談や家庭訪問等の機会の活用や，個人ノートや生活ノート，フォーサイト手帳などの日記等の活用，コミュニケーション能力等の把握調査の活用，長期欠席生徒報告などから，いじめの早期発見を図る。
- ・各種相談窓口（P 9 参照）を周知するほか，校内における日頃の日常観察や情報交換，家庭及び地域との連携による情報の収集に努める。
  - 「いじめ発見のためのチェックポイント」～学校におけるいじめのサインの活用
    - ・遅刻，早退，欠席が多い
    - ・教科書，学用品が隠されたり，落書きされたりする
    - ・一人の発言に大多数が反対することが多くなる など
  - 「いじめ発見のためのチェックポイント」～家庭におけるいじめのサインの活用
    - ・学校に行きたがらない
    - ・物がいたずらされる，壊される
    - ・服が汚れている
    - ・擦り傷をつくって帰る など
  - 地域からの情報収集
    - ・公園で一人の子を何人かで囲み，言い合ったりこづいたりしている
    - ・登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている など
  - インターネットを通じて行われるいじめへの対策として，北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え，学校でもネットパトロールを行うなど，定期的なネット巡視により早期発見を図り，不適切な書き込み等を発見した際は削除の依頼等，関係機関と連携・協力して適切な対応を図る。

# いじめアンケート調査フローチャート

・いじめアンケートを全生徒対象として実施

調査票 1-2 (学校集計用) に回答内容を集計し 速報値を教育委員会に提出

・生徒がアンケートに「いじめ」があると記載

・当該生徒と面談を実施した結果、「いじめ」を認知。被害・加害の状況を確認し、対応状況をいじめ相談報告書(様式 1-3)へ記載し、市教委へ報告

・被害生徒への対応  
被害生徒の心のケアを最優先に考え、問題が根本的に解決しているか、面談や学校での様子を含め総合的に判断する。この際、担任だけではなく、教頭及び主幹教諭、生徒指導担当教諭等に生徒の様子を客観的に判断してもらい、周囲の様子と変わったところがないかを見逃さないようにする。

・保護者への対応  
生徒への初期対応の報告と、今後の対応に関する報告の実施。(初期段階の対応から、保護者を含めた三者面談が必要な場合あり)

当該生徒の面談等の対応以降の状況を注意深く観察し、学校生活内における様子の変化を見逃さないように注意深く見守っていく。

特に、被害生徒に関しては、声掛けの頻度を増やし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、継続したサポート体制をとっていく。

・いじめアンケート及び面談の結果、いじめの認知なし

・アンケート終了後、生徒に対する面談を実施。被害にあっている状況を見た場合の対応、自らは絶対に加害者にならないことを指導。

・加害生徒への対応  
いじめがなぜいけないことなのか、自分が同じことをされたらどう感じるのかを考えさせ、被害生徒に対して、教諭立会いの下、自分の言葉で謝罪をさせる。  
(自らいじめを考えさせる機会をつくる)

・加害生徒の謝罪対応以降の様子を確認(状況により事後面談を実施)し、周囲の生徒と好ましい関係を作れているかを確認する。また、被害生徒との関係性を重視し、確実に改善されていることを、担任だけではなく教頭及び生徒指導担当教諭等に客観的に判断してもらう。

## いじめ発見のためのチェックポイント（学校用）

学校での様子	子どもの名前
<b>&lt;登校時&gt;</b>	
・遅刻・早退・欠席が多い	
・元気がなく、表情がさえない	
・自らあいさつをしない、他の子どもからの声かけもない	
<b>&lt;授業時&gt;</b>	
・忘れ物が多い	
・教科書、学用品が隠されたり、落書きされたりする	
・体調不良を訴えてトイレや保健室に行きたがる	
・グループ活動で孤立しがちである	
・一人の発言に大多数が反対することが多くなる	
・一人だけ授業に遅れてくることがある	
<b>&lt;休み時間&gt;</b>	
・教室や廊下に一人でいることが多い	
・友だちと一緒にいるときも表情が暗かったり、おどおどしていたりする	
・用もないのに保健室や職員室に来る	
・理由もなく、服が汚れていたり、怪我をしたりしている	
・遊びやふざけの中で笑われたり、命令されたり、嫌な役をしている	
・周りが避けたり、ちょっかいをかけたりにしている	
<b>&lt;給食時間&gt;</b>	
・その子が配膳すると嫌がられる	
・一人で黙って食べている	
・食欲がない	
・食べ物にいたずらをされる（盛りつけをしない、わざと多く盛る）	
<b>&lt;清掃時間&gt;</b>	
・その子の机や椅子だけが運ばれない	
・その子の机や椅子を乱暴に扱ったり、汚いものを触ったりする扱いをする	
・一人離れて掃除をしている	
<b>&lt;放課後&gt;</b>	
・急いで下校する、又は用もないのにいつまでも学校に残っている	
・玄関や校門付近で不安そうな顔をし、おどおどしている	
・他の子どもの荷物をよく持たされている	
・靴や鞆、傘などの持ち物が紛失したり、いたずらされたりする	
・下駄箱にいたずらをされる	
<b>&lt;その他&gt;</b>	
・カッターなど危険な物を持ち歩いている	
・教師と視線を合わせない、話すときに不安そうな表情をする	
・叩かれる、押される、蹴られる、からかわれる	
・沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である	
・理由もなく成績が下がる	

・いじめ発見のためのチェックポイント（保護者用）

家庭での様子	チェック欄
<b>&lt;家庭生活全般&gt;</b>	
・朝、起きられない、昼夜が逆転した生活をする	
・朝、頭痛や腹痛等を訴える	
・朝、トイレから出てこない	
・学校に行きたがらない	
・昼ごろから元気になる	
・下校後、ぐったりしている	
・帰宅が急に早くなる	
・急に落ち着きがなくなる	
・不審電話などがかかってくる	
・お金をこっそり持ち出す	
・日記等に悩みなどを書く	
・学校のことを話さなくなる	
・食欲がなくなる	
・服が汚れている、擦り傷、あざをつくって帰る	
・いじめの被害等を話題にする	
・休日や長期休み中は症状がない	
・先生や友達が嫌いだという	
・閉じこもりがちになる	
<b>&lt;家族との関係&gt;</b>	
・かたくなな感じになる	
・友人がいないと言う	
・友人に意地悪されたと言う	
・友人を避けるようにする	
<b>&lt;その他&gt;</b>	
・小心、内気、心配性である	
・勉強がわからないと言う	
・他の欠席者を話題にする	
・明るさが次第になくなる	
・欠点を強く気にする	
・転校したい、生まれ変わりたいと言う	
・メールのやり取りが増える	
・携帯電話の着信を無視するようになる	
・いたずらされる、物が壊される	

## 5 いじめへの対処

いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込まず、校長のリーダーシップの下、教職員全員の共通理解を図り、組織的に対応することが重要であり、さらに、家庭や教育委員会との連携も必要である。

また、いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、加害生徒に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導することが大切である。

### 1 取組の基本的な方向

- ・教職員がいじめの発見・相談を受けたときには、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- ・「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- ・これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 2 基本的な対応の流れ

いじめの問題の発生



事実確認・教育委員会への速報



#### 1 いじめの問題の察知

- (1) 本人及び保護者からの訴え・相談、教職員の観察、アンケートの実施、他の生徒からの報告、スクールカウンセラー等からの報告、地域からの情報

#### 2 事実確認・教育委員会への速報

- (1) 事実関係を確認し報告
- ・学級担任→学年主任→生徒指導部→教頭→校長
  - ・「いじめ対策委員会」を中心とした対応
- (2) 正確な事実確認
- ・担任、養護教諭、他の教職員による関係する生徒からの情報収集

- (3) 教育委員会への速報  
→ 場合によっては警察へ相談・通報（保護者了解の下）  
・いじめの状況を把握し、適切な指導・助言を行う

【連絡先】 支援課少年指導センター  
TEL 011-384-7830

↓

教職員の共通  
理解

3 教職員の共通理解

- (1) 全教職員での情報共有  
(2) 今後の対応方針の決定

※担任が一人で抱え込んだり  
することなく、組織(チーム)  
で対応することが重要

↓

生徒への  
支援・指導  
(被害生徒)  
(加害生徒)  
(他の生徒)

4 生徒への支援・指導

- (1) 被害生徒への支援  
(2) 加害生徒への指導  
(3) 学級又は学年、全校への指導（観衆、傍観者への指導）  
※複数の教職員で対応に当たる

↓

保護者への対応

5 保護者への対応

- (1) 被害生徒の保護者への対応  
・事実の経過、今後の指導方針について説明し、理解と協力を得る  
・心のケアや今後の生活について協議する  
(2) 加害生徒の保護者への対応  
・事実、指導の経過を説明し、再発防止に向け、理解と協力を求める  
(3) 被害者への謝罪など

↓

教育委員会への  
報告

6 教育委員会への報告（対応状況報告）

- (1) 状況に応じた心のケア等の指導・助言を行う  
(2) 再発防止に向けた指導・助言を行う  
(3) 必要に応じ、「教育委員会の附属機関」などの活用を図る

↓

事後の対応

7 事後の対応

- (1) 全教職員において情報の共有化を図る  
(2) 再発防止に向けた、見守り体制を確立する  
(3) 必要に応じてカウンセリングなどの相談体制を整える

8 指導の継続

- (1) 指導経過を記録し、いじめ対策の研修などへの活用や、今後の対応策に活かす

### 3 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保する。
- ・発見・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・いじめが犯罪行為と認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察と連携して対処する。

### 4 いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・被害生徒から事実関係の聴取を行い、その際、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊心を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ・被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくるとともに、必要に応じて加害生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解消している状態にいたった場合でも、継続して十分な注意を払い、日常的に観察をし、折に触れ必要な支援を行う。

### 5 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携して、組織的に対処し、その再発を防止する措置を講ずる。
- ・事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・加害生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させた上で、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて、当該生徒の安心、安全健全な人格の発達に配慮するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・毅然とした指導、対応を行い、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることや、出席停止を命ずることも考えられるが、その際は、教育的配慮に十分に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 6 いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 7 いじめの解消

- ・いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - 被害生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 8 学校間の連携

- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

## 6 「ネット上のいじめ」への対応

携帯電話やスマートフォン、パソコン、通信機能付きゲーム機等、インターネットを通じて行われる誹謗・中傷の書き込みやメール送信などのいじめに対し、その特徴を理解した上で、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を充実させていく必要がある

### 1 「ネット上のいじめ」とは

#### (1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコン、通信機能付きゲーム機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ・「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されており、その特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を充実させていく必要がある。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話や通信機能付きゲーム機等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

#### (2) 「ネット上のいじめ」の類型

「ネット上のいじめ」には様々なものがあり、手段や内容に着目して、次のとおり類型化できるが、実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

##### ① 掲示板等への書き込み及び無断掲載

- ・インターネット上の掲示板等に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合がある。
- ・掲示板等に、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報に掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされたりなど、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったケースがある。
- ・特定の子どもになりすまして、無断でアカウントを作成するなど、インターネット上で活動を行い、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

## ②メールにおける誹謗・中傷

- ・特定の子どもに対して、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信するなどのいじめを行ったケースがある。ネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのかわからないことがある。
- ・特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まるケースがある。
- ・第三者になりすまして送られてくるメールのことを「なりすましメール」と呼ぶ。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができ、クラスの多くの子どもになりすまして、誹謗・中傷するメールを、特定の子どもに何十通も送信したケースなどもある。

## ③通信機能付き携帯ゲーム機によるトラブル

- ・インターネットに関わるトラブルは、携帯電話やスマートフォン、パソコンだけではなく、通信機能付きゲーム機によっても発生しており、特に、通信機能付き携帯ゲーム機の所持率の高い小学生において多く発生している。
- ・通信機能付き携帯ゲーム機によるトラブルは、ゲーム機のネットワーク機能、チャット機能を活用し、一部生徒の悪口や仲間外れ、言葉の真意が伝わらないネットコミュニケーション特有のトラブルや、オンラインゲーム上でのアイテム等をめぐるトラブルなどにより、いじめの原因となることもある。

## ④SNSの利用に関するトラブル

- ・最近では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用に関するトラブルが増加してきており、「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステム、サービス等の出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられ、主なものとして次のようなものがある。
  - 『LINE』～ スマートフォン向けの交流アプリケーションで、通話やチャットを行いたい相手同士でこのアプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わず、相手とインターネット電話やチャットを行うことができる。複数人でのグループ通話にも対応しており、このグループ内でのやり取りからのトラブルも発生している。
  - 『フェイスブック』～ SNSの一つで、実名登録を原則とし利用者が拡大。友達としてつながらなければ公開内容はわからず、グループ内でのいじめにつながるケースがある。
  - 『その他代表的SNS・アプリケーション等』～ X（旧twitter）、InstagramといったSNSやアプリケーションも利用されており、これらを活用した仲間同士のコミュニケーションも活発に行われているなど、次々と新しいシステムやサービス等の出現で、ネットトラブルの対応がより一層複雑化している。

## 2 「ネット上のいじめ」に対する対応の充実

### （1）情報モラル教育の充実と教職員の指導力の向上

- ・「ネット上のいじめ」やインターネット上での様々なトラブルが増加しており、そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応、インターネットの危険性や交流サイトのルールなどを学ぶ、情報モラル教育の充実を図る。
- ・情報モラル教育は、非行防止教室のネットトラブル講習や携帯電話会社の「携帯安全教室」等を活用するなど学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教職員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」「ネットトラブル」の実態等を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上に努める。

## (2) 保護者への啓発の推進と家庭との連携

- ・「ネット上のいじめ」は学校だけの取組ではなく、学校と家庭や地域が連携・協力して、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行っていくことが必要であり、携帯電話等の利用に関する危険性や、子どもたちの携帯電話等の利用実態について保護者が理解した上で、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話等の利用に関して、家庭におけるルールづくりを行うことが極めて重要である。
- ・携帯電話等の利用に関しては、保護者が、フィルタリングや機能制限の設定を行うことが「ネット上のいじめ」や「ネットトラブル」を防止する点で極めて重要であり、保護者への説明会や保護者会などを通じて、「ネット上のいじめ」の実態やインターネットの危険性のほか、使用時間の制限やフィルタリングを必ず設定するなどの家庭におけるルールづくりの重要性を呼びかけるとともに、PTA活動においても積極的に取り組むよう推進を図る。
- ・えべつスマート4 Rules（ルール）の浸透を図る。

## (3) ネットパトロールの実施

- ・学校の非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、「ネット上のいじめ」等が起こっていないかチェックすることを「ネットパトロール」と呼んでおり、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応につなげるため、北海道及び教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視を実施し、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【参考】

#### 「情報モラル」指導モデルカリキュラム

- ・情報モラル教育を体系的に進めるため、情報モラルの指導内容を5つの分野に整理し、児童生徒の発達段階に応じて指導目標を設定

#### 「情報モラル」指導実践キックオフガイド

- ・情報モラル教育の重要性やモデルカリキュラムの解説、指導実践例などを紹介

#### 教職員向け Web サイト「やってみよう情報モラル教育」

- ・教職員が手軽にアクセスし、情報モラル指導の参考とするための指導実践事例や指導に役立つリンク集等を紹介するポータルサイト

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>

### 【参考】保護者への説明のポイント

- ・子どもたちの携帯電話、インターネット等の利用の実態
- ・「ネット上のいじめ」の実態
- ・「ネット上のいじめ」を防止するために家庭でできる取組
  - 「ネット上のいじめ」等についての子どもとの話し合い
  - 家庭における携帯電話等の利用に関するルールづくり
  - フィルタリングの必要性
- ・「ネット上のいじめ」の早期発見、早期対応に向けた取組

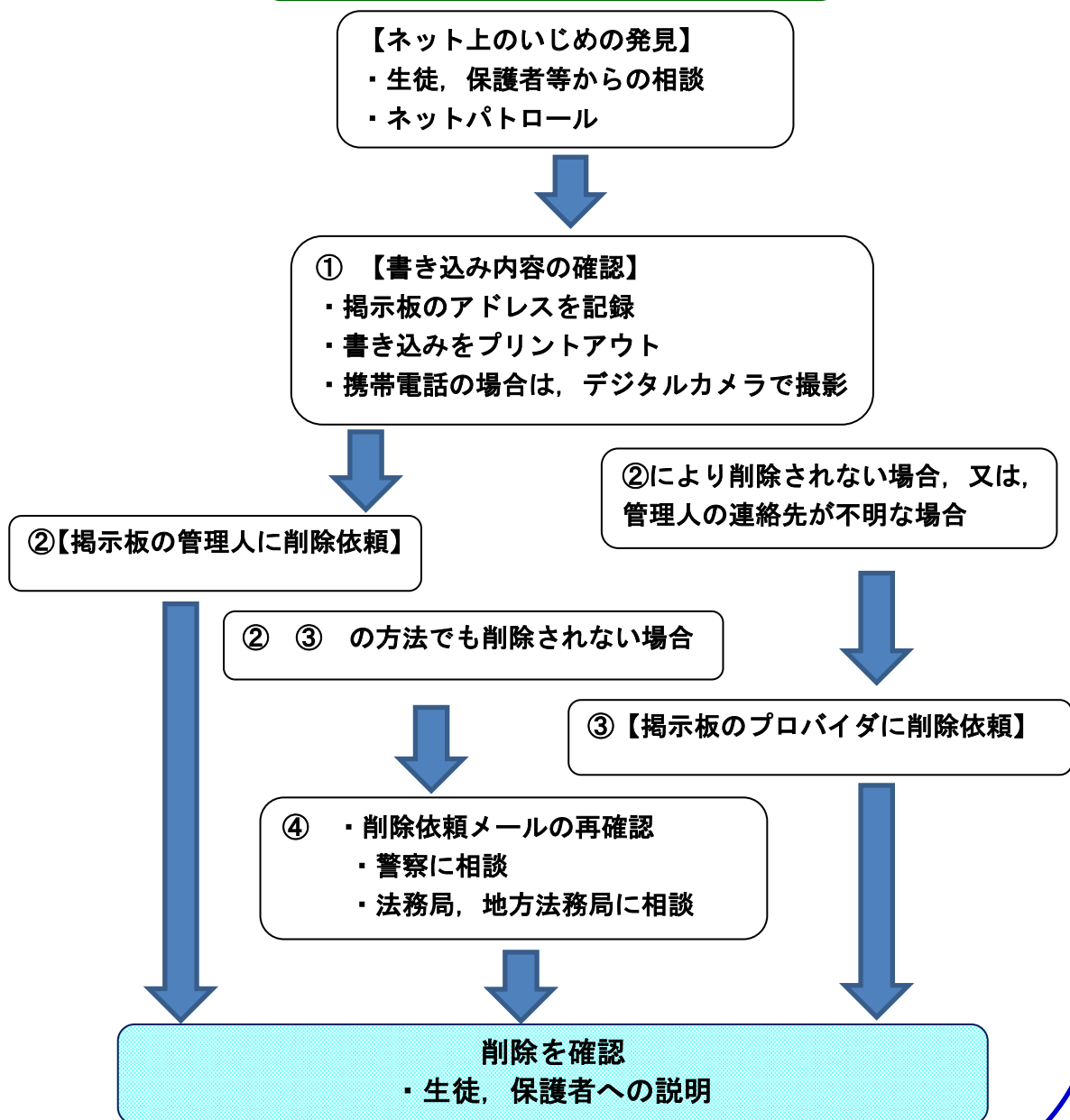
### 【参考】家庭における携帯電話等の利用に関するルール（例）

- ・自宅内では居間で使うこと
- ・食事中や深夜には使用しないこと
- ・一定の金額以上は使わないこと
- ・他人を傷つけるような使い方をしないこと
- ・送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合には速やかに親に報告すること
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止すること

### 【参考】フィルタリングの設定

- ・フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のことであり、子どもを犯罪や「ネット上のいじめ」から守るためには、携帯電話端末等にフィルタリングを利用することも有効である。
- ・フィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年が利用する携帯電話等については、フィルタリングを利用する（保護者がフィルタリングを利用しないことを申し出た場合を除く）ことが規定された。
- ・現在フィルタリングを利用していない場合でも、携帯電話事業者等に申し込んだ場合フィルタリングの利用（無料）は可能である。

### 【誹謗・中傷の削除の流れ】



## 先生のための「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートで、当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	生徒が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、インターネットの情報を集めて指導方法を検討している	
2	教科や道徳、特別活動（学級活動）、「総合的な学習の時間」で情報モラルを取り上げて、相手のことを考えたり、情報のやり取りやネット社会のルール、マナーを守る態度を指導したりしている	
3	生徒がインターネットを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導している	
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルを指導している	
5	調査活動などで Web 検索を利用する際に、インターネット上には不適切な情報があることを指導している	
6	伝え合う力を指導する際に、相手を思いやるコミュニケーションについて指導している	
7	生徒がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけるように指導している	
8	コンピュータの置き場所や使い方、履歴の管理などを保護者に指導し、家庭でのルールづくりを勧めている	
9	保護者懇談会等では情報モラルについて取り上げ、話題にするとともに啓発に努めている	
10	保護者と連絡を密にして、コンピュータや携帯電話の使い方について生徒の実態をよく知っている	

○印の数	アドバイス
1～2 個	生徒の将来のために今のうちから情報モラルの指導に取り組みましょう。「情報モラル」指導実践キックオフガイド等をよく読むことが最初の一步です。
3～5 個	よく頑張っていますが、まだやるべきことはたくさんあります。やらなければいけないこと、やり残していることをガイドブック等から見つけましょう。
6～8 個	よくできています。教師としてやるべきことがしっかり見えているように思います。チェックが入らなかった項目にチェックが入るように、さらに向上してください。
9～10 個	すばらしいです。あなたが取り組まれている実践を学校内外に広げるとともに、これからも情報収集に努め、新たな問題にも適切に対応し課題解決されることを望みます。

（「情報モラル」指導実践キックオフガイド 参照）

## 「情報モラルチェックシート」(児童生徒用)

次のチェックシートで、あてはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	パスワードを大切にし、他人のパスワードをたずねたり、使ったりしていない	
2	迷惑メールが来ても無視して、返事をしない	
3	あやしいメールに返事をしたり、添付ファイルを開いたりしていない	
4	チェーンメールは無視して、自分のところでストップさせている	
5	変な Web ページが開いたら、すぐにそのウィンドウをとじるようにしている	
6	ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテム購入を家の人に内緒でしていない	
7	ダウンロードはしないか、するときには家の人に確認を取ってからしている	
8	チャットや掲示板には、悪口や意味のないこと、事実と違うことを書き込まない	
9	チャットや掲示板で、初めてのの人に誘われても、実際に会わない	
10	チャットや掲示板、ブログ、SNS などに個人情報を書き込まない	
11	他の人が書いた文章や撮った写真、ビデオなどを、自分のもののようにして勝手に発信しない	
12	著作物をコピーして、勝手に配布していない	
13	携帯電話を使ってよい場所や時間を守り、勝手に他の人の写真を撮ったりしていない	
14	家の人と使う時間を決めて、時間を守って携帯電話やコンピュータを使っている	
15	困ったことがあれば、先生や家の人に相談するようにしている	

○印の数	アドバイス
1～3 個	家の人とコンピュータやネットワークの使い方をもう一度しっかり話し合っ、安全な使い方をするように心がけましょう。
4～7 個	気をつけてコンピュータを使っています。ただ、まだまだ安全な使い方だとは言えないので、大人の人から話を聞いたり、いろいろな情報を集めたりして、安全に使うように努力しましょう。
8～12 個	コンピュータやネットワークを安全に正しく使おうとしています、ただ、もう少しやるべきことがあるので、○印がつかなかったところに○がつくよう努力しましょう。
13～15 個	すばらしいです。友達が困っていたら積極的にアドバイスしてあげてください。また、新しい問題にも今までの経験を生かし、大人の人と相談しながら解決してください。

(「情報モラル」指導実践キックオフガイド 参照)

## 家庭での「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートで、当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	社会では、情報モラルに関してどのような事件や課題があるのか、新聞やテレビ、インターネットで調べている	
2	家庭で子どもと話し合っ、て、コンピュータを使う際のルールをつくり、守らせている	
3	コンピュータは子どもだけで使う場所には置かず、家族の目が届く居間などに置いている	
4	子どもに携帯電話を与える前に、本当に必要かどうかをよく検討し、子どもに使わせる場合はフィルタリングサービスなどを契約するだけでなく、ルールやマナーの指導も行うようにしている	
5	ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て、子どもがどのようなページを見ているか確認している	
6	子どもにクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない	
7	子どものネット利用の時間や料金を調べ、使いすぎの状態ではないか注意している	
8	子どもの様子から気になることがあれば、学級担任やカウンセラーと連絡を取り合うようにしている	
9	困った場合の連絡先として、警察の生活安全課や消費者相談窓口などを知っている	
10	家族での会話を大切に、学校や家での出来事について何でも話せて相談できる雰囲気をつくっている	

○印の数	アドバイス
1～2個	保護者として、インターネット上のどのような情報に子どもたちが接しているか、注意深く見守ることが必要です。
3～5個	保護者としてやるべきことをしています。しかし、今の状況に対応するにはまだ不十分です。インターネット上の危険から子どもを守る方法を解説した Web ページやガイドブックなどをよく読んで、家庭でできることから始めてください。
6～8個	情報に対するきちんとした考えをお持ちで、保護者として立派です。ただ、まだやらなければならないこともありますので、さらに今の取組を進めてください。
9～10個	素晴らしいです。あなたの取組を他の保護者の方にも広げてください。また、子どもたちの様子から新しい問題が見つかったら、先生と協力して課題解決にあたってください。

### 【保護者の方へ】

インターネット、携帯電話の普及により、子どもたちがトラブルに巻き込まれる事例が増加し、その対策が緊急の課題になっています。将来社会に出て行く子どもたちにとって、インターネットなどの活用能力は必須ですので、情報機器の利用は避けては通れません。学校では、日常的に情報モラルの指導を行っています。また、学校で学習に使っているコンピュータは、フィルタリングソフトやウイルス対策ソフトを導入し、安全性に配慮しています。

ご家庭でも、インターネットや携帯電話を利用する際に、守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項を子どもたちとともに確認し、安全で正しい活用を指導してください。

（「情報モラル」指導実践キックオフガイド 参照）

## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した際は、その事態の対処及び今後の発生防止に資するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う必要がある。

また、教職員の役割や対応チームの編成、対応の流れや留意点等について確認しておくなど、日頃から危機対応への準備を進めることが大切である。

※いじめ重大事態調査の手法等については、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省策定）を参照

### 1 重大事態の意味

- ・法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。
  - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定される。
- ・②の「相当の期間」については、文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・なお、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。
- ・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 2 教育委員会または学校による調査

#### (1) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

#### (2) 調査主体

- ・学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。
- ・学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

### (3) 調査を行う組織

- ・教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### ①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた生徒の話をていねいに聴き取るとともに、在籍生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。

また、いじめを受けた生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

#### ②いじめを受けた生徒からの聴き取りが困難な場合の対応

いじめを受けた生徒の何らかの事情により、生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

### (5) 心のケア、情報発信

- ・教育委員会又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

### (7) 市長への報告

- ・調査結果は、市長に報告する。(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

- ・報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し、再調査を行う。
- ・調査組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。再調査についても、教育委員会又は学

校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## **(2) 再調査の結果を踏まえた措置等**

- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・ 市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

## **4 重大事故が起きたときの対応の流れ**

### **1 事故発生時の対応**

#### **(1) 学校の体制等の確立**

- ・ いじめ対策委員会を中心に、正確な情報を収集するとともに、教育委員会へ報告する。
- ・ 当該保護者への対応を早急に行い、他の保護者等への説明やマスコミ対応等については、当該保護者の要望に配慮する。
- ・ 緊急職員会議を開催し、共通理解を図るとともに、報道機関への対応等、今後の対応方針について協議する。
- ・ 全ての教職員から、当該生徒の状況や指導等について聴き取りを行う。

#### **(2) 当該保護者への対応**

- ・ 当該保護者に対して、教職員からの聴き取り結果について説明するとともに、公表等の意向や今後の対応について確認する。
- ・ 当該保護者に、在校生へのアンケート調査など「詳しい調査」の実施の可否について確認する。
- ・ 当該保護者へ継続的に援助を行うとともに、情報の共有に努める。

#### **(3) 生徒への対応**

- ・ 当該保護者の了解を得た範囲で生徒に説明する。
- ・ 当該生徒と親しい関係にあった生徒の心のケアなどに配慮するとともに慎重に聴き取りを行う。
- ・ 当該保護者の意向に配慮し、通夜や告別式への参列及び引率を行う。

#### **(4) P T A及び保護者への対応**

- ・ P T A会長と協議し、協力を依頼するとともに、当該保護者の了解を得た上で、保護者に対して正確に伝える。
- ・ 社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて緊急保護者会を開催する。

### **2 学校の日常回復に向けた対応**

- ・ 日常の回復に向けた取組を検討するとともに、生徒や教職員の心のケアに配慮する。
- ・ 生徒の心身の状態を確認し、保護者と連携して対応する。

### **3 事故の調査の取組**

- ・ 当該保護者の了承の下、教育委員会の附属機関（調査組織）による調査を行う。
- ・ 当該保護者の意向を確認し、「詳しい調査」の実施方法等について検討する。

#### **4 事故の調査結果の報告**

- ・当該保護者に対し調査結果等を報告するとともに，再発防止策を明らかにする。
- ・当該保護者の了承の下，調査結果等を市長及び保護者に報告する。

#### **5 事故後の生徒及び当該保護者への対応**

- ・生徒及び教職員の心身の状況を定期的に把握するとともに，当該保護者と継続的に関わりを持つ。
- ・事故が起きたときの対応を検証し，対応方法などの問題点や課題の解消を図る。

**※ 詳細は，別添事故対応マニュアルを参照する**

「いじめを絶対に許さない」

希望・誠実・健康

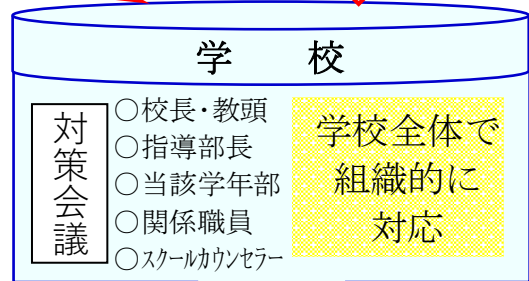


## いじめ

- ・生徒が心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。
- ・いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

## 教職員

- ・いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる。
- ・対応方針や指導方法について、日常的に、全職員の共通理解・協働を推進する。
- ・教職員自身の言動に注意。



## 対応の基本的手順

- 1 職員から情報収集
  - 2 対策会議① (対応方針の確認)
  - 3 生徒 (被害・加害・関係) より状況確認
  - 4 対策会議② (事実確認・今後の方針確認)
  - 5 関係生徒保護者へ連絡・概要説明
  - 6 生徒 (被害・加害・関係) 指導
  - 7 当該生徒, 全体指導
  - 8 当該生徒, 保護者 指導懇談会
  - 9 学級・学年指導 (必要に応じて)
  - 10 その後の観察・状況確認
- .....
- 再発防止策の検討・今後の具体的方針の決定

正確な事実の把握

早期対応の徹底

組織的な対応

- 「いじめは人間として許されない」という強い認識に立つて行動する。
- いじめられている生徒に寄り添った指導を行う。

■ 学校・家庭・地域等の全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

## 連携

保護者対応  
マスコミ対応  
..... etc.



早期発見！ 即対応！